

# スマホ安心プラン約款集

## ～ 動産総合保険 普通保険約款・特約 ～

2023年9月版（2023年10月1日以降保険始期契約用）

ご不明な点は、下記までご連絡ください。

商品・ご契約内容に関するお問い合わせは・・・

**0120-634-536**

平日・土・日・祝日 午前9時15分～午後5時（年末年始を除く）

事故のご報告については・・・

事故のご報告・保険金の請求については、三井住友カードの保険サービスの加入履歴から「**保険金請求サイト**」にアクセスしてください。

ご不満・ご意見のお申出は・・・

**0120-246-145**

平日のみ 午前9時～午後5時

AIG 損害保険株式会社

〒105-8602

東京都港区虎ノ門4-2-20

TEL：03-6848-8500

<https://www.aig.co.jp/sonpo>

## 目次

I 動産総合保険普通保険約款.....	2
II スマートフォン端末修理費用補償特約（画面割れ）（無料会員用）.....	13
III スマートフォン端末修理費用補償特約（画面割れ）.....	18
IV スマートフォン端末修理費用補償特約（偶然な事故（盗難危険補償対象外）、電氣的・機械的事故）.....	22
V スマートフォン端末修理費用補償特約（偶然な事故、電氣的・機械的事故）.....	26

## I 動産総合保険普通保険約款

### <用語の定義>

この保険契約に適用される普通保険約款およびこれに付帯された特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。ただし、この保険契約に付帯された特約に別の規定がある場合を除きます。

用語		定義
か	解除	当社の意思によって、この保険契約の全部または一部の効力を失わせることをいいます。
	解約	保険契約者の意思によって、この保険契約の全部または一部の効力を失わせることをいいます。
き	危険	損害の発生の可能性をいいます。
	危険増加	告知事項についての危険が高くなり、この保険契約で定められている保険料がその危険を計算の基礎として算出される保険料に不足する状態になることをいいます。
こ	告知事項	危険に関する重要な事項のうち、保険契約申込書の記載事項とすることによって当社が告知を求めたものをいいます（注）。 （注）他の保険契約等に関する事項を含みます。
さ	再調達価額	保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに要する額をいいます。
	残存物取片づけ費用	事故によって損害を受けた保険の対象の残存物の取片づけに必要な費用で、取りこわし費用、取片づけ清掃費用および搬出費用をいいます。
し	敷地内	特別の約定がないかぎり、囲いの有無を問わず、保険の対象の所在する場所およびこれに連続した土地で、同一保険契約者または被保険者によって占有されているものをいいます。また、公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。
	失効	この保険契約の全部または一部の効力をその事実が発生した時以降失うことをいいます。
	商品・製品等	商品、原料、材料、仕掛品、半製品、製品、副産物または副資材をいいます。
す	水災	台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等をいいます。
そ	損害	事故によって保険の対象について生じた損害をいい、事故の際に消防または避難に必要な処置によって保険の対象について生じた損害を含みます。
た	建物	土地に定着し、屋根および柱または壁を有するものをいい、屋外設備・装置を除きます。
	他の保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。また、どのような名称であるかを問

		いません。
ち	中途更改	この保険契約の契約条件を変更する場合で、保険引受けに関する制度上の理由から、保険契約者がこの保険契約を解約した日を保険期間の初日として当会社と保険契約を締結することをいいます。
と	盗難	強盗、窃盗またはこれらの未遂をいいます。
	土砂崩れ	崖崩れ、地滑り、土石流または山崩れをいい、落石を除きます。
ひ	被保険者	保険証券記載の被保険者をいいます。
ほ	暴動	群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
	保険価額	損害が生じた地および時における保険の対象の価額をいいます。
	保険期間	保険証券に保険期間として記載された期間をいいます。
	保険金	次の保険金をいいます。 ア. 損害保険金 イ. 臨時費用保険金 ウ. 残存物取片づけ費用保険金 エ. 損害防止費用保険金
	保険の対象の価額	再調達価額から使用による消耗、経過年数等に応じた減価額（注1）を差し引いた額をいいます。ただし、保険の対象が貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董（とう）、彫刻物その他の美術品の場合は、その保険の対象と同等と認められる物の市場流通価額をいい、保険の対象が商品・製品等の場合は、その保険の対象の再仕入価額（注2）をいいます。  （注1）その減価額は再調達価額の50%に相当する額を限度とします。ただし、法定耐用年数を超え、かつ、管理状況から財物としての客観的価値の減少が著しいと認められる場合は、再調達価額の90%に相当する額を限度とします。  （注2）死蔵品については市場価額を考慮した減額を行います。
む	無効	この保険契約の全部の効力を保険期間の初日に遡って失うことをいいます。

#### <法令>

この保険契約に適用される普通保険約款およびこれに付帯された特約における法令は、それぞれ次のとおりとします。

法令（法令番号）	
さ	災害救助法（昭和22年法律第118号）
へ	弁護士法（昭和24年法律第205号）

## 第1章 補償条項

## 第1条（保険金を支払う場合）

(1) 当社は、全ての偶然な事故によって日本国内（注）に所在する保険の対象について生じた損害に対して、この約款に従い、損害保険金を支払います。

（注）保険証券にこれと異なる補償地域が記載されている場合は、その補償地域とします。

(2) 当社は、(1)の損害保険金が支払われる場合において、その事故によって保険の対象が損害を受けたため臨時に生ずる費用に対して、この約款に従い、臨時費用保険金を支払います。

(3) 当社は、(1)の損害保険金が支払われる場合において生じた残存物取片づけ費用に対して、この約款に従い、残存物取片づけ費用保険金を支払います。

(4) 当社は、(1)の損害の発生または拡大の防止のために、保険契約者または被保険者が必要または有益な費用（損害防止費用）を支出した場合は、この保険契約に適用される普通保険約款または特約の規定により保険金が支払われないとき（注）を除き、この約款に従い、損害防止費用保険金を支払います。

（注）免責金額を差し引くことにより保険金が支払われない場合を除きます。

## 第2条（保険金を支払わない場合—その1）

(1) 当社は、次のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。

① 差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害。ただし、消防または避難に必要な処置によって生じた損害については除きます。

② 保険契約者、被保険者（注1）またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害

③ ②に規定する者以外の者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者（注2）またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。

④ 被保険者と世帯を同じくする親族の故意によって生じた損害。ただし、被保険者に保険金を取得させる目的でなかつた場合は除きます。

⑤ 風、雨、雪、<sup>ひょう</sup>雹、<sup>じん</sup>砂塵その他これらに類するものの建物内部への吹込み、浸み込み漏入または混入。ただし、建物の外側の部分（注3）が前条（1）に規定する事故によって破損した場合を除きます。

⑥ 保険の対象に加工（注4）を施した場合、加工着手後に生じた損害

（注1）保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注2）②に規定する者以外の保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注3）外壁、屋根、開口部等をいいます。

（注4）修理を除きます。

(2) 当社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害（注1）に対しては、保険金を支払いません。

① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動

② 核燃料物質（注2）もしくは核燃料物質（注2）によって汚染された物（注3）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

（注1）これらの事由によって発生した前条の事故が延焼または拡大して生じた損害、および発生原因がいかなる場合でも同条の事故がこれらの事由によって延焼または拡大して生じた損害を含みます。

（注2）使用済燃料を含みます。

（注3）原子核分裂生成物を含みます。

(3) 当社は、次のいずれかに該当する損害および次のいずれかによって生じた損害（注1）に対しては、保険金を支払いません。

① 保険の対象の欠陥。ただし、保険契約者、被保険者もしくはこれらの者に代わって保険の対象を管理する者またはこれらの者の使用人が、相当の注意をもってしても発見し得なかつた欠陥を除きます。

② 保険の対象に次の事由に起因して、その事由が生じた部分に生じた損害  
ア. 自然の消耗または劣化（注2）

イ. ボイラスケールの進行

ウ. 性質による蒸れ、変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、キャビテーション、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱その他類似の事由

エ. ねずみ食い、虫食い等

③ データ、ソフトウェア、プログラム等の無体物に生じた損害

(注1) 前条の事故が生じた場合は、次のいずれかに該当する損害に限ります。

(注2) 保険の対象である機械、設備または装置の日常の使用もしくは運転に伴う摩滅、消耗または劣化を含みます。

(4) 当社は、保険の対象の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損であって、保険の対象ごとに、その保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害に対しては、保険金を支払いません。

### 第3条 (保険金を支払わない場合—その2)

(1) 当社は、特約がある場合を除き、次のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。

① 保険の対象に対する修理、清掃等の作業中における作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害。ただし、これらの事由によって火災または破裂もしくは爆発が発生した場合を除きます。

② 保険の対象の電気的事故または機械的事故によって生じた損害。ただし、これらの事故によって火災または破裂もしくは爆発が発生した場合またはこれらの事故が偶然な外来の事故の結果として発生した場合を除きます。

③ 詐欺または横領によって保険の対象に生じた損害

④ 保険の対象の置き忘れまたは紛失によって生じた損害

⑤ 保険の対象のうち、楽器について生じた次の損害

ア. 弦(注)の切断または打楽器の打皮の破損。ただし、保険の対象の他の部分と同時に損害を受けた場合は除きます。

イ. 音色または音質の変化

(注) ピアノ線を含みます。

(2) 当社は、特約がある場合を除き、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害(注)に対しては、保険金を支払いません。

① 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

② 水災

(注) これらの事由によって発生した第1条(保険金を支払う場合)の事故が延焼または拡大して生じた損害、および発生原因がいかなる場合でも同条の事故がこれらの事由によって延焼または拡大して生じた損害を含みます。

### 第4条 (損害額の決定)

(1) 当社が第1条(保険金を支払う場合)(1)の損害保険金として支払うべき損害の額は、保険価額によって定めます。この場合において、損害が生じた保険の対象を修理することができる場合には、保険価額を限度とし、次の算式(注1)によって算出した額とします。

修理費 — 修理によって保険の対象の価額が増加した場合は、その増加額(注2)(注3) — 修理に伴って生じた残存物がある場合は、その価額 = 損害の額

(注1) 算式の修理費とは、損害が生じた地および時において、損害が生じた保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するために必要な修理費をいいます。この場合、保険の対象の復旧に際して、当社が、部分品の補修が可能であり、かつ、その部分品の交換による修理費が補修による修理費を超えると認めるときは、その部分品の修理費は補修による修理費とします。

(注2) 再調達価額の50%に相当する額を限度とします。ただし、法定耐用年数を超え、かつ、管理状況から財物としての客観的価値の減少が著しいと認められる場合は、再調達価額の90%に相当する額を限度とします。

(注3) 保険の対象が貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董(とう)、彫刻物その他の美術品または商品・製品等の場合の増加額は零とします。

(2) 保険証券記載の保険の対象が一組または一対のものからなる場合において、その一部に損害が生じたときは、当社は、その損害が保険の対象全体の価値に及ぼす影響を考慮して第1条(保険金を支払う場

合) (1) の損害保険金として支払うべき損害の額を決定します。この場合において、その部分の修理費が保険価額を超過する場合を除いては、いかなる場合でも全損とはみなしません。

(3) 盗難によって損害が生じた場合において、盗取された保険の対象を回収することができたときは、そのために支出した必要な費用は、(1) の損害の額に含まれるものとします。ただし、その保険価額を限度とします。なお、盗取された保険の対象について、当社が第1条(保険金を支払う場合)(1)の損害保険金を支払う前にその保険の対象が回収された場合には、回収のために支出した必要な費用を除き、盗取の損害は生じなかったものとみなします。

#### 第5条(保険金の支払額)

(1) 保険金額が保険価額と同額である場合またはこれを超える場合は、当社は、保険価額を限度とし、前条の規定による損害の額を損害保険金として、支払います。

(2) 保険金額が保険価額より低い場合は、当社は、次の算式によって算出した額を損害保険金として、支払います。

$$\text{前条の規定による損害の額} \times \frac{\text{保険金額}}{\text{保険価額}} = \text{損害保険金の額}$$

(3) 当社は、第1条(保険金を支払う場合)(2)の臨時費用保険金として、次の算式によって算出した額を支払います。ただし、1回の事故につき、300万円を限度とします。

$$\text{第1条(1)の損害保険金} \times \text{支払割合(30\%)} = \text{臨時費用保険金の額}$$

(4) 当社は、第1条(保険金を支払う場合)(1)の損害保険金の10%に相当する額を限度とし、残存物取片づけ費用の額を同条(3)の残存物取片づけ費用保険金として、支払います。

(5) 当社は、損害防止費用の額を第1条(保険金を支払う場合)(4)の損害防止費用保険金として、支払います。ただし、保険金額(注)から第1条(1)の損害保険金の額を差し引いた残額を限度とします。なお、保険金額が、保険価額より低い場合は、次の算式によって算出した額を支払います。

$$\text{損害防止費用の額} \times \frac{\text{保険金額}}{\text{保険価額}} = \text{損害防止費用保険金の額}$$

(注) 保険金額が保険価額を超える場合は、保険価額とします。

(6) (3) または (4) の場合において、当社は (3) または (4) の規定によってそれぞれ支払うべき臨時費用保険金または残存物取片づけ費用保険金と損害保険金との合計額が保険金額を超えるときでも、これらの費用保険金を支払います。

#### 第6条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

(1) 他の保険契約等がある場合であっても、当社は、この保険契約により支払うべき保険金の額を支払います。

(2) (1) の規定にかかわらず、他の保険契約等により優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に保険金もしくは共済金が支払われている場合には、当社は、それらの額の合計額を、次に掲げる額から差し引いた額に対してのみ保険金を支払います。ただし、この保険契約の支払責任額(注)を限度とします。

① 損害保険金については、損害の額

② 残存物取片づけ費用保険金については、残存物取片づけ費用の額

③ 損害防止費用保険金については、損害防止費用の額

④ 臨時費用保険金については、それぞれの保険契約または共済契約において、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金のうち最も高い額

(注) 他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金の額をいいます。

(3) (2) の場合において、他の保険契約等に再調達価額を基準として算出した損害の額からこの保険契約によって支払われるべき損害保険金の額を差し引いた残額について保険金または共済金を支払う旨の約定があるときは、第1条(保険金を支払う場合)(1)の損害保険金については、その他の保険契約等がないものとして(2)の規定に基づいて算出した額を支払います。

(4) (2) の場合において、第1条（保険金を支払う場合）(2) の臨時費用保険金および同条（3）の残存物取片づけ費用保険金につき支払責任額（注）を算出するにあたっては、同条（1）の損害保険金の額は、(2) または（3）の規定を適用して算出した額とします。

（注）他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金の額をいいます。

(5) 損害が2種類以上の事故によって生じた場合は、同種の事故による損害について、(2) の規定をおのおの別に適用します。

#### 第7条（包括して契約した場合の保険金の支払額）

2以上の保険の対象を1保険金額で契約した場合には、それぞれの保険価額の割合によって保険金額を比例配分し、その比例配分額をそれぞれの保険の対象に対する保険金額とみなし、第4条（損害額の決定）および第5条（保険金の支払額）の規定をおのおの別に適用します。

## 第2章 基本条項

#### 第8条（保険責任の始期および終期）

(1) 当会社の保険責任の始期および終期は、次の規定によります。

① 開始時間	ア. 保険期間の初日の午後4時に始まります。 イ. アの規定にかかわらず、保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合は、その時刻に始まります。
② 終了時間	保険期間の末日の午後4時に終わります。

(2) (1) の時刻は、日本国の標準時によるものとします。

(3) 保険期間が始まった後でも、当会社は、保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

#### 第9条（告知義務）

(1) 保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、告知事項について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。

(2) 当会社は、保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(3) (2) の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。

① (2) に規定する事実がなくなった場合

② 当会社が保険契約締結の際、(2) に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合（注）

③ 保険契約者または被保険者が、第1条（保険金を支払う場合）の事故による損害の発生前に、告知事項につき、書面をもって訂正を当会社に申し出て、当会社がこれを承認した場合。なお、当会社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当会社に告げられていたとしても、当会社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。

④ 当会社が、(2) の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または保険契約締結時から5年を経過した場合

（注）当会社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。

(4) (2) の規定による解除が第1条（保険金を支払う場合）の事故による損害の発生した後になされた場合であっても、第20条（保険契約解除・解約の効力）の規定にかかわらず、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(5) (4) の規定は、(2) に規定する事実に基づかずに発生した第1条（保険金を支払う場合）の事故による損害については適用しません。

#### 第10条（通知義務）

(1) 保険契約締結の後、次のいずれかに該当する事実が発生した場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合には、当会社への通知は必要ありません。

① 保険証券記載の用途または主たる保管場所を変更したこと。

② 保険証券記載の主たる保管場所の構造を変更したこと。

③ ①および②のほか、告知事項の内容に変更を生じさせる事実（注）が発生したこと。

（注）告知事項のうち、保険契約締結の際に当会社が交付する書面等においてこの条の適用がある事項として定めたものに関する事実に限ります。

(2) (1) の事実の発生によって危険増加が生じた場合において、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって遅滞なく (1) の規定による通知をしなかったときは、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(3) (2) の規定は、当会社が、(2) の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または危険増加が生じた時から5年を経過した場合には適用しません。

(4) (2) の規定による解除が第1条（保険金を支払う場合）の事故による損害の発生した後になされた場合であっても、第20条（保険契約解除・解約の効力）の規定にかかわらず、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時まで発生した第1条の事故による損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(5) (4) の規定は、その危険増加をもたらした事実に基づかずに発生した第1条（保険金を支払う場合）の事故による損害については適用しません。

(6) (2) の規定にかかわらず、(1) の事実の発生によって危険増加が生じ、この保険契約の引受範囲

（注）を超えることとなった場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

（注）保険料を増額することにより保険契約を継続することができる範囲として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたものをいいます。

(7) (6) の規定による解除が第1条（保険金を支払う場合）の事故による損害の発生した後になされた場合であっても、第20条（保険契約解除・解約の効力）の規定にかかわらず、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時まで発生した第1条の事故による損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

#### 第11条（保険契約者の住所変更）

保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。

#### 第12条（保険の対象の譲渡）

(1) 保険契約締結の後、被保険者が保険の対象を譲渡する場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、書面をもってその旨を当会社に通知しなければなりません。

(2) (1) の場合において、保険契約者がこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務を保険の対象の譲受人に移転させるときは、(1) の規定にかかわらず、保険の対象の譲渡前にあらかじめ、書面をもってその旨を当会社に申し出て、承認を請求しなければなりません。

(3) 当会社が(2) の規定による承認をする場合には、第15条（保険契約の失効）(1) の規定にかかわらず、(2) の権利および義務は、保険の対象が譲渡された時に保険の対象の譲受人に移転します。

#### 第13条（保険の対象の調査）

当会社は、いつでも保険の対象またはこれを収容する建物もしくは敷地内を調査することができます。

#### 第14条（保険契約の無効）

保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって締結した保険契約は無効とします。

#### 第15条（保険契約の失効）

(1) 保険契約締結の後、次のいずれかに該当する場合には、その事実が発生した時に保険契約は失効します。

① 保険の対象の全部が滅失した場合。ただし、第33条（保険金支払後の保険契約）(1) の規定により保険契約が終了した場合を除きます。

② 保険の対象が譲渡された場合

(2) おのおの別に保険金額を定めた保険の対象が2以上ある場合には、それぞれについて、(1)の規定を適用します。

第16条 (保険契約の取消し)

保険契約者または被保険者の詐欺または強迫によって当会社が保険契約を締結した場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第17条 (保険金額の調整)

(1) 保険契約締結の際、保険金額が保険の対象の価額を超えていたことにつき、保険契約者および被保険者が善意でかつ重大な過失がなかった場合には、保険契約者は、当会社に対する通知をもって、その超過部分について、この保険契約を取り消すことができます。

(2) 保険契約締結の後、保険の対象の価額が著しく減少した場合には、保険契約者は、当会社に対する通知をもって、将来に向かって、保険金額について、減少後の保険の対象の価額に至るまでの減額を請求することができます。

第18条 (保険契約者による保険契約の解約)

保険契約者は、当会社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解約することができます。ただし、保険金請求権の上に質権または譲渡担保権が設定されている場合は、質権者または譲渡担保権者の書面による同意を得た後でなければこの保険契約を解約することはできません。

第19条 (重大事由による解除)

(1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

① 保険契約者または被保険者が、当会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。

② 被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。

③ 保険契約者または被保険者が、次のいずれかに該当すること。

ア. 反社会的勢力(注1)に該当すると認められること。

イ. 反社会的勢力(注1)に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。

ウ. 反社会的勢力(注1)を不当に利用していると認められること。

エ. 法人である場合において、反社会的勢力(注1)がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。

オ. その他反社会的勢力(注1)と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

④ ①から③までに掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が、①から③までの事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

(注1) 暴力団、暴力団員(注2)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

(注2) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。

(2) (1)の規定による解除が第1条(保険金を支払う場合)の事故による損害の発生した後になされた場合であっても、次条の規定にかかわらず、(1)①から④までの事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した第1条の事故による損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(3) 保険契約者または被保険者が(1)③アからオまでのいずれかに該当することにより(1)の規定による解除がなされた場合には、(2)の規定は、(1)③アからオまでのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害については適用しません。

第20条 (保険契約解除・解約の効力)

保険契約の解除または解約は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第21条 (保険料の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合)

- (1) 第9条(告知義務)(1)により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。
- (2) 危険増加が生じた場合または危険が減少した場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間(注)に対し月割をもって計算した保険料を返還または請求します。
- (注) 保険契約者または被保険者の申出に基づく、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間をいいます。
- (3) (1) または (2) の規定において、保険期間が1年を超えもしくは1年に満たない場合、この保険契約に適用される特約の規定により保険契約者が保険料を分割して払い込む場合または中途更改等において、当社が別に定める方法により保険料を返還し、または追加保険料を請求することがあります。
- (4) 当社は、保険契約者が(1)から(3)までの規定による追加保険料の支払を怠った場合(注)は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (注) 当社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。
- (5) (1) から (3) までの規定による追加保険料を請求する場合において、(4)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- (6) (5)の規定は、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した第1条(保険金を支払う場合)の事故による損害については適用しません。
- (7) (1) から (3) までのほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当社に通知し、承認の請求を行い、当社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、当社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき、保険契約の条件を変更した時以降の期間に対し月割をもって計算した保険料を返還または請求します。ただし、保険期間が1年を超えもしくは1年に満たない場合、この保険契約に適用される特約の規定により保険契約者が保険料を分割して払い込む場合または中途更改等において、当社が別に定める方法により保険料を返還し、または追加保険料を請求することがあります。
- (8) (7)の規定による追加保険料を請求する場合において、当社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に従い、保険金を支払います。

#### 第22条(保険料の返還—無効または失効の場合)

- (1) 第14条(保険契約の無効)の規定により保険契約が無効となる場合には、当社は、保険料を返還しません。
- (2) 保険契約が失効となる場合には、当社は、保険契約が失効した時以降の期間に対し月割をもって計算した保険料を返還します。ただし、保険期間が1年を超えもしくは1年に満たない場合、この保険契約に適用される特約の規定により保険契約者が保険料を分割して払い込む場合または中途更改等において、当社が別に定める方法により保険料を返還することがあります。

#### 第23条(保険料の返還—取消しの場合)

第16条(保険契約の取消し)の規定により、当社が保険契約を取り消した場合には、当社は、保険料を返還しません。

#### 第24条(保険料の返還—保険金額の調整の場合)

- (1) 第17条(保険金額の調整)(1)の規定により、保険契約者が保険契約を取り消した場合には、当社は、保険契約締結時に遡って、取り消された部分に対応する保険料を返還します。
- (2) 第17条(保険金額の調整)(2)の規定により、保険契約者が保険金額の減額を請求した場合には、当社は、保険料のうち減額する保険金額に相当する保険料からその保険料につき保険金額を減額する時までの期間に対し月割によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。ただし、保険期間が1年を超えもしくは1年に満たない場合、この保険契約に適用される特約の規定により保険契約者が保険料を分割して払い込む場合または中途更改等において、当社が別に定める方法により保険料を返還することがあります。

#### 第25条(保険料の返還—解除または解約の場合)

- (1) 第9条（告知義務）（2）、第10条（通知義務）（2）もしくは（6）、第19条（重大事由による解除）（1）または第21条（保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合）（4）の規定により、当社が保険契約を解除した場合には、当社は、保険契約を解除した時以降の期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。
- (2) 第18条（保険契約者による保険契約の解約）の規定により、保険契約者が保険契約を解約した場合には、当社は、保険料から保険契約を解約した時までの期間に対し月割によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。
- (3) (1) または (2) の規定において、保険期間が1年を超えもしくは1年に満たない場合、この保険契約に適用される特約の規定により保険契約者が保険料を分割して払い込む場合または中途更改等において、当社が別に定める方法により保険料を返還することがあります。

#### 第26条（事故発生時の義務・権利）

- (1) 保険契約者または被保険者は、当社が保険金を支払うべき損害またはその原因となるべき事故が発生したことを知った場合は、次のことを履行しなければなりません。
  - ① 損害の発生および拡大の防止に努めること。
  - ② 当社が保険金を支払うべき損害またはその原因となるべき事故の発生を当社に遅滞なく通知すること。
  - ③ 次の事項を遅滞なく、書面で当社に通知すること。
    - ア. 損害発生の日時、場所、損害状況、損害の程度
    - イ. アの事項について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称
  - ④ 保険の対象が盗取された場合にあつては、遅滞なくその旨を所轄警察署に届け出ること。
  - ⑤ 他の保険契約等の有無および内容（注）について遅滞なく当社に通知すること。
  - ⑥ ①から⑤までのほか、当社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当社が行う損害の調査に協力すること。
  - ⑦ 被保険者が第三者より損害の賠償を受け得る場合において、その権利の保全または行使について必要な手続をすること。

（注）既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。
- (2) 保険の対象について損害が生じた場合は、当社は、事故が生じた建物もしくは敷地内を調査することまたはそれらに収容されていた被保険者の所有物の全部もしくは一部を調査することもしくは一時他に移転することができます。

#### 第27条（事故発生時の義務違反）

- (1) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく前条（1）の規定に違反した場合は、当社は、次の金額を差し引いて保険金を支払います。
  - ① 前条（1）①に違反した場合は、発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額
  - ② 前条（1）②から⑦までの規定に違反した場合は、それによって当社が被った損害の額
- (2) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく前条（1）⑥の書類に事実と異なる記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合には、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

#### 第28条（残存物および盗難品の帰属）

- (1) 当社が第1条（保険金を支払う場合）（1）の損害保険金を支払った場合でも、保険の対象の残存物について被保険者が有する所有権その他の物権は、当社がこれを取得する旨の意思を表示しないかぎり、当社に移転しません。
- (2) 保険の対象が盗取された場合に、当社が第1条（保険金を支払う場合）（1）の損害保険金を支払ったときは、当社は、支払った保険金の額の保険価額に対する割合によって、その盗取された保険の対象について被保険者が有する所有権その他の物権を取得します。
- (3) (2) の規定にかかわらず、被保険者は、支払を受けた損害保険金に相当する額（注）を当社に支払って、その保険の対象の所有権その他の物権を取得することができます。

（注）第4条（損害額の決定）（3）の費用に対する損害保険金に相当する額を差し引いた残額とします。

#### 第29条（保険金の請求）

- (1) 当社に対する保険金請求権は、第1条（保険金を支払う場合）の事故による損害が発生した時から発生し、これを行行使することができるものとします。
- (2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次の書類または証拠のうち、当社が求めるものを当社に提出しなければなりません。

- ① 保険金の請求書
  - ② 保険証券
  - ③ 損害の額を証明する書類
  - ④ 保険の対象の盗難による損害の場合は、所轄警察署の証明書またはこれに代わるべき書類
  - ⑤ その他当社が次条（１）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの
- （３）当社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、（２）に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- （４）保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく（３）の規定に違反した場合または（２）もしくは（３）の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

### 第30条（保険金の支払時期）

- （１）当社は、請求完了日（注１）からその日を含めて30日以内に、当社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。
- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
  - ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
  - ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額（注２）および事故と損害との関係
  - ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、解約、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
  - ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項
- （注１）被保険者が前条（２）の規定による手続を完了した日をいいます。
- （注２）保険価額を含みます。
- （２）（１）の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、（１）の規定にかかわらず、当社は、請求完了日（注１）からその日を含めて次に掲げる日数（注２）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。
- ① （１）①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（注３） 180日
  - ② （１）①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会 90日
  - ③ 災害救助法が適用された災害の被災地域における（１）①から⑤までの事項の確認のための調査 60日
  - ④ （１）①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日
- （注１）被保険者が前条（２）の規定による手続を完了した日をいいます。
- （注２）複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。
- （注３）弁護士法に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。
- （３）（１）および（２）に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（注）には、これにより確認が遅延した期間については、（１）または（２）の期間に算入しないものとします。
- （注）必要な協力を行わなかった場合を含みます。

### 第31条（時効）

保険金請求権は、第29条（保険金の請求）（１）に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

### 第32条（代位）

- （１）損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

- ① 当社が損害の額の全額を保険金として支払った場合

被保険者が取得した債権の全額

② ①以外の場合

被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

(2) (1) ②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

(3) 保険契約者および被保険者は、当社が取得する(1)または(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当社に協力するために必要な費用は、当社の負担とします。

第33条 (保険金支払後の保険契約)

(1) 第1条(保険金を支払う場合)(1)の損害保険金の支払額がそれぞれ1回の事故につき保険金額(注)の80%に相当する額を超えた場合は、保険契約は、その保険金支払の原因となった損害の発生した時に終了します。

(注) 保険金額が保険価額を超える場合は、保険価額とします。

(2) (1)の場合を除き、当社が保険金を支払った場合においても、この保険契約の保険金額は、減額することはありません。

(3) (1)の規定により、保険契約が終了した場合には、当社は保険料を返還しません。

(4) おのおの別に保険金額を定めた保険の対象が2以上ある場合には、それぞれについて、(1)から(3)までの規定を適用します。

第34条 (保険契約者または被保険者が複数の場合の取扱い)

(1) この保険契約について、保険契約者または被保険者が2名以上である場合は、当社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の保険契約者または被保険者を代理するものとします。

(2) (1)の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、保険契約者または被保険者の中の1名に対して行う当社の行為は、他の保険契約者または被保険者に対しても効力を有するものとします。

(3) 保険契約者または被保険者が2名以上である場合には、各保険契約者または被保険者は連帯してこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する義務を負うものとします。

第35条 (訴訟の提起)

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第36条 (準拠法)

この約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

## II スマートフォン端末修理費用補償特約 (画面割れ) (無料会員用)

<用語の定義>

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

	用語	定義
こ	購入価格	保険の対象の購入価格(注)をいいます。 (注) 領収証等で確認ができる、消費税込みの本体価格とし、充電器、ケーブル等の別売となっている付属品の価格およびその他の費用は含みません。
さ	再購入価格	被保険者が有償交換または再購入したスマートフォンの本体価格(注)をいいます。 (注) 領収証等で確認ができる、消費税込みの価格とし、充電器、ケーブル等の別売となっている付属品の価格およびその他の費用は含みません。

し	修理費用	<p>保険の対象を修理した場合に被保険者が負担した費用（注1）をいい、修理に際し必要な調査または点検の費用等、損害見積書等に記載されている付帯費用を除きます。</p> <p>（注1） 保険の対象の製造者が提供するメーカー保証や移動体通信事業者（注2）による補償制度等により補償を受けることができる場合は、それらの額を控除した額とします。</p> <p>（注2） 仮想移動体通信事業者を含みます。</p>
	初年度契約	<p>各被保険者について、この特約または次のいずれかの特約が付帯された保険責任期間が連続する保険契約のうち、最初の保険契約をいいます。</p> <p>ア. スマートフォン端末修理費用補償特約（画面割れ）</p> <p>イ. スマートフォン端末修理費用補償特約（偶然な事故（盗難危険補償対象外）、電氣的・機械的の事故）</p> <p>ウ. スマートフォン端末修理費用補償特約（偶然な事故、電氣的・機械的の事故）</p> <p>エ. スマートフォン端末修理費用補償特約（偶然な事故、電氣的・機械的の事故）（任意プラン用）</p>
た	対象スマートフォン	<p>被保険者が所有かつ使用し、被保険者のこの保険契約の保険責任期間の開始時において購入から2年以内のスマートフォン（注1）をいいます。なお、スマートフォン（注1）が中古品の場合には、法人が運営している販売店（注2）で購入し、購入時点においてその販売店（注2）による3か月以上の製品保証および動作保証が確認できる状態にあるものに限ります。</p> <p>（注1） 保険責任期間の期中に購入したものを含みます。また、日本国内で販売されたメーカーの純正品をいい、電波法施行規則第2条第1項第15号に定める無線通信が可能な端末機器であり、かつ、一般的にスマートフォンとして販売されているものをいい、タブレット型端末、腕時計型端末、ウェアラブル型端末、携帯型ゲーム機、パーソナルコンピューターその他社会通念上スマートフォンと認められないものを除きます。また、スマートフォンのSIMカード、メモリーカード、電池パック、充電器、ACアダプター、付属ケーブル、液晶保護フィルムその他の付属品を除きます。</p> <p>（注2） オンラインショップを含みます。</p>
ほ	保険責任期間	<p>当社が各被保険者に対して保険責任を負う期間として、この保険契約に付帯される包括契約に関する特約（毎月報告・毎月精算用）に定める期間をいいます。</p>
め	免責金額	<p>損害の額のうち被保険者の自己負担額で、保険証券記載の免責金額をいいます。</p>

<法令>

この特約における法令は、次のとおりとします。

	法令（法令番号）
て	電波法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第14号）

## 第1条（保険金を支払う場合）

当社は、動産総合保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）（1）の規定にかかわらず、全ての偶然な事故によって日本国内に所在する保険の対象が損傷（注）し、保険の対象を事故発生直前の状態に復旧するために、修理可能な場合は修理費用を、修理不能等により有償交換または再購入する場合は再購入価格を被保険者が負担したことによって被る損害に対して、この特約に従い、保険金を支払います。

（注）保険の対象の画面割れに限るものとし、画面割れと同時に生じた保険の対象の他の損害を除きます。

## 第2条（費用保険金の支払）

当社は、普通保険約款第1条（保険金を支払う場合）（2）から（4）までの規定にかかわらず、この特約においては、次の費用保険金を支払いません。

- ① 臨時費用保険金
- ② 残存物取片づけ費用保険金
- ③ 損害防止費用保険金

## 第3条（保険の対象の範囲）

- （1）この特約における保険の対象は、対象スマートフォン1台とします。
- （2）（1）の規定にかかわらず、次に掲げる物は、保険の対象に含まれません。
  - ① 業務用のみに使用されている対象スマートフォン
  - ② 日本国外で修理、有償交換または再購入する場合の対象スマートフォン

## 第4条（保険金を支払わない場合）

当社は、普通保険約款第2条（保険金を支払わない場合—その1）および同第3条（保険金を支払わない場合—その2）に規定する損害のほか、次のいずれかに該当する場合の損害に対しては、保険金を支払いません。なお、普通保険約款第3条（1）①に規定する「清掃等」には、画面のクリーニング等の日常的な手入れは含みません。

- ① 初年度契約については、保険責任期間の初日からその日を含めて30日以内に第1条（保険金を支払う場合）に規定する事故が発生した場合
  - ② 保険の対象が盗難された場合（注）
  - ③ 事故発生時点において支払期日が到来している直近2か月分以上のスマートフォンの通信料を、この保険契約の条件となるクレジットカードで決済していない場合
- （注）盗難中に生じた損害を含みます。

## 第5条（個別適用）

この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。

## 第6条（保険金の支払額）

- （1）当社は、普通保険約款第4条（損害額の決定）および同第5条（保険金の支払額）の規定にかかわらず、次の算式によって算出した額を第1条（保険金を支払う場合）の保険金として支払います。ただし、保険証券記載の修理する場合の保険金額または保険の対象の購入価格の額のいずれか低い方の額を限度とします。

$$\text{修理費用の額} - \text{免責金額} = \text{保険金の額}$$

- （2）（1）の規定にかかわらず、保険の対象の修理不能等により、被保険者が保険の対象を有償交換または再購入する場合は、当社は、次の算式によって算出した額を第1条（保険金を支払う場合）の保険金として、保険証券記載の有償交換または再購入する場合の保険金額を限度に支払います。

$$\begin{aligned} & \text{購入価格または再購入価格の} \\ & \text{額のいずれか低い方の額} - \text{免責金額} = \text{保険金の額} \end{aligned}$$

- （3）当社が既に第1条（保険金を支払う場合）の保険金を支払っている場合、（1）の保険金額は「（1）の保険金額から（1）および（2）で既に支払った保険金の合計額を差し引いた残額」とし、（2）の保険金額は次のいずれか低い方の額とします。

- ① （1）の保険金額から（1）および（2）で既に支払った保険金の合計額を差し引いた残額

② (2) の保険金額から (2) で既に支払った保険金の合計額を差し引いた残額

第7条 (他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

(1) 他の保険契約等がある場合であっても、当社は、この保険契約により支払うべき保険金の額を支払います。

(2) (1) の規定にかかわらず、他の保険契約等により優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に保険金もしくは共済金が支払われている場合には、当社は、次の算式によって算出した額に対してのみ保険金を支払います。ただし、この保険契約の支払責任額 (注1) を限度とします。

① 保険の対象を修理する場合

$$\text{修理費用の額} - \text{他の保険契約等によって支払われるまたは支払われた保険金または共済金の合計額} - \text{免責金額 (注2)} = \text{保険金の額}$$

② 保険の対象の修理不能等により、被保険者が保険の対象を有償交換または再購入する場合

$$\text{購入価格または再購入価格のいずれか低い方の額} - \text{他の保険契約等によって支払われるまたは支払われた保険金または共済金の合計額} - \text{免責金額 (注2)} = \text{保険金の額}$$

(注1) 他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金の額をいいます。

(注2) それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額とします。

(3) (2) の場合において、他の保険契約等に再調達価額を基準として算出した損害の額からこの保険契約によって支払われるべき保険金の額を差し引いた残額について保険金または共済金を支払う旨の約定があるときは、第1条 (保険金を支払う場合) の保険金については、その他の保険契約等がないものとして (2) の規定に基づいて算出した額を支払います。

(4) 損害が2種類以上の事故によって生じた場合は、同種の事故による損害について、(2) の規定をおのおの別に適用します。

第8条 (保険責任の始期および終期)

普通保険約款第8条 (保険責任の始期および終期) (1) の規定にかかわらず、当社の保険責任の始期および終期は、次の規定によります。

① 開始時間	保険期間の初日の午前零時に始まります。
② 終了時間	保険期間の末日の午前零時に終わります。

第9条 (事故発生時の義務・権利)

この特約において、普通保険約款第26条 (事故発生時の義務・権利) (1) ③における保険契約者または被保険者による通知は、書面または電磁的方法により行うものとします。

第10条 (保険金の請求)

(1) 普通保険約款第29条 (保険金の請求) (2) の規定にかかわらず、被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次の書類または証拠のうち、当社が求めるものを書面または電磁的方法により当社に提出しなければなりません。

- ① 保険金の請求書
- ② 保険の対象の購入価格および購入日が記載された領収書、保証書等
- ③ 保険の対象の損傷の状況および修理費用または再購入価格が記載されている損害見積書、領収書等
- ④ 保険の対象の損傷の状況がわかる画像等
- ⑤ 保険の対象の修理が不能となった事実等が記載されている損害見積書等
- ⑥ 事故発生時点において支払期日が到来している直近2か月分以上のスマートフォンの通信料を、この保険契約の条件となるクレジットカードで決済していることを証する領収書、明細書等
- ⑦ その他当社が普通保険約款第30条 (保険金の支払時期) (1) に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面または提示する電磁的方法を用いた画面において定めたもの

- (2) 被保険者が、正当な理由がなく(1)の書類に事実と異なる記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

#### 第11条(代位求償権不行使)

普通保険約款第32条(代位)の規定にかかわらず、被保険者が第三者に対して有する権利を当社が取得した場合であっても、当社は、これを行使しないものとします。ただし、その第三者の故意または重大な過失によって生じた損害に対して当社が保険金を支払った場合を除きます。

#### 第12条(準用規定)

(1) この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

(2) (1)の場合において、普通保険約款第19条(重大事由による解除)の規定は、次のとおり読み替えて適用します。

「(1)当社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

① 保険契約者または被保険者が、当社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。

② 被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。

③ 保険契約者が、次のいずれかに該当すること。

ア. 反社会的勢力(注1)に該当すると認められること。

イ. 反社会的勢力(注1)に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。

ウ. 反社会的勢力(注1)を不当に利用していると認められること。

エ. 法人である場合において、反社会的勢力(注1)がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。

オ. その他反社会的勢力(注1)と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

④ ①から③までに掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が、①から③までの事由がある場合と同程度に当社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

(注1)暴力団、暴力団員(注2)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

(注2)暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。

(2)当社は、被保険者が(1)③アからオまでのいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約(注)を解除することができます。

(注)被保険者が複数である場合は、その被保険者に係る部分とします。

(3)(1)または(2)の規定による解除がこの保険契約に付帯されたスマートフォン端末修理費用補償特約(画面割れ)(無料会員用)第1条(保険金を支払う場合)の事故による損害の発生した後になされた場合であっても、次条の規定にかかわらず、(1)①から④までの事由または(2)の解除の原因となる事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した同特約第1条の事故による損害に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

(4)保険契約者または被保険者が(1)③アからオまでのいずれかに該当することにより(1)または(2)の規定による解除がなされた場合には、(3)の規定は、(1)③アからオまでのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害については適用しません。 」

(3)(1)の規定にかかわらず、この特約の適用においては、次の規定は適用しません。

① 普通保険約款第6条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

② 普通保険約款第7条(包括して契約した場合の保険金の支払額)

③ 普通保険約款第12条(保険の対象の譲渡)

④ 普通保険約款第33条(保険金支払後の保険契約)

### Ⅲ スマートフォン端末修理費用補償特約（画面割れ）

#### <用語の定義>

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

	用語	定義
こ	購入価格	保険の対象の購入価格（注）をいいます。 （注）領収証等で確認ができる、消費税込みの本体価格とし、充電器、ケーブル等の別売となっている付属品の価格およびその他の費用は含みません。
さ	再購入価格	被保険者が有償交換または再購入したスマートフォンの本体価格（注）をいいます。 （注）領収証等で確認ができる、消費税込みの価格とし、充電器、ケーブル等の別売となっている付属品の価格およびその他の費用は含みません。
し	修理費用	保険の対象を修理した場合に被保険者が負担した費用（注1）をいい、修理に際し必要な調査または点検の費用等、損害見積書等に記載されている付帯費用を除きます。 （注1）保険の対象の製造者が提供するメーカー保証や移動体通信事業者（注2）による補償制度等により補償を受けることができる場合は、それらの額を控除した額とします。 （注2）仮想移動体通信事業者を含みます。
	初年度契約	各被保険者について、この特約または次のいずれかの特約が付帯された保険責任期間が連続する保険契約のうち、最初の保険契約をいいます。 ア. スマートフォン端末修理費用補償特約（画面割れ）（無料会員用） イ. スマートフォン端末修理費用補償特約（偶然な事故（盗難危険補償対象外）、電氣的・機械的事故） ウ. スマートフォン端末修理費用補償特約（偶然な事故、電氣的・機械的事故） エ. スマートフォン端末修理費用補償特約（偶然な事故、電氣的・機械的事故）（任意プラン用）
た	対象スマートフォン	被保険者が所有かつ使用し、被保険者のこの保険契約の保険責任期間の開始時において購入から2年以内のスマートフォン（注1）をいいます。なお、スマートフォン（注1）が中古品の場合には、法人が運営している販売店（注2）で購入し、購入時点においてその販売店（注2）による3か月以上の製品保証および動作保証が確認できる状態にあるものに限ります。 （注1）保険責任期間の期中に購入したものを含みます。また、日本国内で販売されたメーカーの純正品をいい、電波法施行規則第2条第1項第15号に定める無線通信が可能な端末機器であり、かつ、一般的にスマートフォンとして販売されているものをいい、タブレット型端末、腕時計型端末、ウェアラブル型端末、携帯型ゲーム機、パーソナルコンピューターその他社会通念上スマートフォンと認められないものを除きます。また、スマートフォンのSIMカード、メモリーカード、電池パック、充電器、ACアダプター、付属ケーブル、液晶保護フィルムその他の付属品を除きます。 （注2）オンラインショップを含みます。
ほ	保険責任期間	当社が各被保険者に対して保険責任を負う期間として、この保険契約に付帯される包括契約に関する特約（毎月報告・毎月精算用）に定める期間をいいます。

め	免責金額	損害の額のうち被保険者の自己負担額で、保険証券記載の免責金額をいいます。
---	------	--------------------------------------

<法令>

この特約における法令は、次のとおりとします。

	法令（法令番号）
て	電波法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第14号）

#### 第1条（保険金を支払う場合）

当社は、動産総合保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）（1）の規定にかかわらず、全ての偶然な事故によって日本国内に所在する保険の対象が損傷（注）し、保険の対象を事故発生直前の状態に復旧するために、修理可能な場合は修理費用を、修理不能等により有償交換または再購入する場合は再購入価格を被保険者が負担したことによって被る損害に対して、この特約に従い、保険金を支払います。

（注）保険の対象の画面割れに限るものとし、画面割れと同時に生じた保険の対象の他の損害を除きます。

#### 第2条（費用保険金の支払）

当社は、普通保険約款第1条（保険金を支払う場合）（2）から（4）までの規定にかかわらず、この特約においては、次の費用保険金を支払いません。

- ① 臨時費用保険金
- ② 残存物取片づけ費用保険金
- ③ 損害防止費用保険金

#### 第3条（保険の対象の範囲）

（1）この特約における保険の対象は、対象スマートフォン1台とします。

（2）（1）の規定にかかわらず、次に掲げる物は、保険の対象に含まれません。

- ① 業務用のみに使用されている対象スマートフォン
- ② 日本国外で修理、有償交換または再購入する場合の対象スマートフォン

#### 第4条（保険金を支払わない場合）

当社は、普通保険約款第2条（保険金を支払わない場合—その1）および同第3条（保険金を支払わない場合—その2）に規定する損害のほか、次のいずれかに該当する場合の損害に対しては、保険金を支払いません。なお、普通保険約款第3条（1）①に規定する「清掃等」には、画面のクリーニング等の日常的な手入れは含みません。

① 初年度契約については、保険責任期間の初日からその日を含めて30日以内に第1条（保険金を支払う場合）に規定する事故が発生した場合

② 保険の対象が盗難された場合（注）

（注）盗難中に生じた損害を含みます。

#### 第5条（個別適用）

この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。

#### 第6条（保険金の支払額）

（1）当社は、普通保険約款第4条（損害額の決定）および同第5条（保険金の支払額）の規定にかかわらず、次の算式によって算出した額を第1条（保険金を支払う場合）の保険金として支払います。ただし、保険証券記載の修理する場合の保険金額または保険の対象の購入価格の額のいずれか低い方の額を限度とします。

$$\text{修理費用の額} - \text{免責金額} = \text{保険金の額}$$

（2）（1）の規定にかかわらず、保険の対象の修理不能等により、被保険者が保険の対象を有償交換または再購入する場合は、当社は、次の算式によって算出した額を第1条（保険金を支払う場合）の保険金として、保険証券記載の有償交換または再購入する場合の保険金額を限度に支払います。

購入価格または再購入価格の  

$$\text{購入価格または再購入価格の額} - \text{免責金額} = \text{保険金の額}$$
 額のいずれか低い方の額

(3) 当社が既に第1条（保険金を支払う場合）の保険金を支払っている場合、(1)の保険金額は「(1)の保険金額から(1)および(2)で既に支払った保険金の合計額を差し引いた残額」とし、(2)の保険金額は次のいずれか低い方の額とします。

- ① (1)の保険金額から(1)および(2)で既に支払った保険金の合計額を差し引いた残額
- ② (2)の保険金額から(2)で既に支払った保険金の合計額を差し引いた残額

第7条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

(1) 他の保険契約等がある場合であっても、当社は、この保険契約により支払うべき保険金の額を支払います。

(2) (1)の規定にかかわらず、他の保険契約等により優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に保険金もしくは共済金が支払われている場合には、当社は、次の算式によって算出した額に対してのみ保険金を支払います。ただし、この保険契約の支払責任額（注1）を限度とします。

- ① 保険の対象を修理する場合

$$\text{修理費用の額} - \text{他の保険契約等によって支払われるまたは支払われた保険金または共済金の合計額} - \text{免責金額 (注2)} = \text{保険金の額}$$

- ② 保険の対象の修理不能等により、被保険者が保険の対象を有償交換または再購入する場合

$$\text{購入価格または再購入価格の額のいずれか低い方の額} - \text{他の保険契約等によって支払われるまたは支払われた保険金または共済金の合計額} - \text{免責金額 (注2)} = \text{保険金の額}$$

(注1) 他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金の額をいいます。

(注2) それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額とします。

(3) (2)の場合において、他の保険契約等に再調達価額を基準として算出した損害の額からこの保険契約によって支払われるべき保険金の額を差し引いた残額について保険金または共済金を支払う旨の約定があるときは、第1条（保険金を支払う場合）の保険金については、その他の保険契約等がないものとして(2)の規定に基づいて算出した額を支払います。

(4) 損害が2種類以上の事故によって生じた場合は、同種の事故による損害について、(2)の規定をおのおの別に適用します。

第8条（保険責任の始期および終期）

普通保険約款第8条（保険責任の始期および終期）(1)の規定にかかわらず、当社の保険責任の始期および終期は、次の規定によります。

① 開始時間	保険期間の初日の午前零時に始まります。
② 終了時間	保険期間の末日の午前零時に終わります。

第9条（事故発生時の義務・権利）

この特約において、普通保険約款第26条（事故発生時の義務・権利）(1)③における保険契約者または被保険者による通知は、書面または電磁的方法により行うものとします。

第10条（保険金の請求）

(1) 普通保険約款第29条（保険金の請求）(2)の規定にかかわらず、被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次の書類または証拠のうち、当社が求めるものを書面または電磁的方法により当社に提出しなければなりません。

- ① 保険金の請求書
- ② 保険の対象の購入価格および購入日が記載された領収書、保証書等

- ③ 保険の対象の損傷の状況および修理費用または再購入価格が記載されている損害見積書、領収書等
  - ④ 保険の対象の損傷の状況がわかる画像等
  - ⑤ 保険の対象の修理が不能となった事実等が記載されている損害見積書等
  - ⑥ その他当社が普通保険約款第30条（保険金の支払時期）（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面または提示する電磁的方法を用いた画面において定めたもの
- （2）被保険者が、正当な理由がなく（1）の書類に事実と異なる記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

#### 第11条（代位求償権不行使）

普通保険約款第32条（代位）の規定にかかわらず、被保険者が第三者に対して有する権利を当社が取得した場合であっても、当社は、これを行使しないものとします。ただし、その第三者の故意または重大な過失によって生じた損害に対して当社が保険金を支払った場合を除きます。

#### 第12条（準用規定）

- （1）この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。
  - （2）（1）の場合において、普通保険約款第19条（重大事由による解除）の規定は、次のとおり読み替えて適用します。
- 「（1）当社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- ① 保険契約者または被保険者が、当社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
  - ② 被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
  - ③ 保険契約者が、次のいずれかに該当すること。
    - ア. 反社会的勢力（注1）に該当すると認められること。
    - イ. 反社会的勢力（注1）に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
    - ウ. 反社会的勢力（注1）を不当に利用していると認められること。
    - エ. 法人である場合において、反社会的勢力（注1）がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
    - オ. その他反社会的勢力（注1）と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
  - ④ ①から③までに掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が、①から③までの事由がある場合と同程度に当社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。
- （注1）暴力団、暴力団員（注2）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
- （注2）暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。
- （2）当社は、被保険者が（1）③アからオまでのいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約（注）を解除することができます。
- （注）被保険者が複数である場合は、その被保険者に係る部分とします。
- （3）（1）または（2）の規定による解除がこの保険契約に付帯されたスマートフォン端末修理費用補償特約（画面割れ）第1条（保険金を支払う場合）の事故による損害の発生した後になされた場合であっても、次条の規定にかかわらず、（1）①から④までの事由または（2）の解除の原因となる事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した同特約第1条の事故による損害に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- （4）保険契約者または被保険者が（1）③アからオまでのいずれかに該当することにより（1）または（2）の規定による解除がなされた場合には、（3）の規定は、（1）③アからオまでのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害については適用しません。」
- （3）（1）の規定にかかわらず、この特約の適用においては、次の規定は適用しません。
- ① 普通保険約款第6条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

- ② 普通保険約款第 7 条（包括して契約した場合の保険金の支払額）
- ③ 普通保険約款第 12 条（保険の対象の譲渡）
- ④ 普通保険約款第 33 条（保険金支払後の保険契約）

#### IV スマートフォン端末修理費用補償特約（偶然な事故（盗難危険補償対象外）、 電氣的・機械的事故）

##### <用語の定義>

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

	用語	定義
こ	購入価格	保険の対象の購入価格（注）をいいます。 （注）領収証等で確認ができる、消費税込みの本体価格とし、充電器、ケーブル等の別売となっている付属品の価格およびその他の費用は含みません。
さ	再購入価格	被保険者が有償交換または再購入したスマートフォンの本体価格（注）をいいます。 （注）領収証等で確認ができる、消費税込みの価格とし、充電器、ケーブル等の別売となっている付属品の価格およびその他の費用は含みません。
し	修理費用	保険の対象を修理した場合に被保険者が負担した費用（注 1）をいい、修理に際し必要な調査または点検の費用等、損害見積書等に記載されている付帯費用を除きます。 （注 1）保険の対象の製造者が提供するメーカー保証や移動体通信事業者（注 2）による補償制度等により補償を受けることができる場合は、それらの額を控除した額とします。 （注 2）仮想移動体通信事業者を含みます。
	初年度契約	各被保険者について、この特約または次のいずれかの特約が付帯された保険責任期間が連続する保険契約のうち、最初の保険契約をいいます。 ア. スマートフォン端末修理費用補償特約（画面割れ）（無料会員用） イ. スマートフォン端末修理費用補償特約（画面割れ） ウ. スマートフォン端末修理費用補償特約（偶然な事故、電氣的・機械的事故） エ. スマートフォン端末修理費用補償特約（偶然な事故、電氣的・機械的事故）（任意プラン用）
た	対象スマートフォン	被保険者が所有かつ使用し、被保険者のこの保険契約の保険責任期間の開始時において購入から 2 年以内のスマートフォン（注 1）をいいます。なお、スマートフォン（注 1）が中古品の場合には、法人が運営している販売店（注 2）で購入し、購入時点においてその販売店（注 2）による 3 か月以上の製品保証および動作保証が確認できる状態にあるものに限ります。 （注 1）保険責任期間の期中に購入したものを含みます。また、日本国内で販売されたメーカーの純正品をいい、電波法施行規則第 2 条第 1 項第 15 号に定める無線通信が可能な端末機器であり、かつ、一般的にスマートフォンとして販売されているものをいい、タブレット型端末、腕時計型端末、ウェアラブル型端末、携帯型ゲーム機、パーソナルコンピューターその他社会通念上スマートフォンと認められないものを除きます。また、スマートフォンの SIM カード

		ド、メモリーカード、電池パック、充電器、ACアダプター、付属ケーブル、液晶保護フィルムその他の付属品を除きます。 (注2) オンラインショップを含みます。
ほ	保険責任期間	当社が各被保険者に対して保険責任を負う期間として、この保険契約に付帯される包括契約に関する特約（毎月報告・毎月精算用）に定める期間をいいます。
め	免責金額	損害の額のうち被保険者の自己負担額で、保険証券記載の免責金額をいいます。

<法令>

この特約における法令は、次のとおりとします。

	法令（法令番号）
て	電波法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第14号）

#### 第1条（保険金を支払う場合）

当社は、動産総合保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）（1）または同第3条（保険金を支払わない場合—その2）（1）②の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する事故によって日本国内に所在する保険の対象が損傷し、保険の対象を事故発生直前の状態に復旧するために、修理可能な場合は修理費用を、修理不能等により有償交換または再購入する場合は再購入価格を被保険者が負担したことによって被る損害に対して、この特約に従い、保険金を支払います。

- ① 全ての偶然な事故
- ② 偶然な外来の事故に直接起因しない電気的事故または機械的事故

#### 第2条（費用保険金の支払）

当社は、普通保険約款第1条（保険金を支払う場合）（2）から（4）までの規定にかかわらず、この特約においては、次の費用保険金を支払いません。

- ① 臨時費用保険金
- ② 残存物取片づけ費用保険金
- ③ 損害防止費用保険金

#### 第3条（保険の対象の範囲）

- （1）この特約における保険の対象は、対象スマートフォン1台とします。
- （2）（1）の規定にかかわらず、次に掲げる物は、保険の対象に含まれません。
  - ① 業務用のみに使用されている対象スマートフォン
  - ② 日本国外で修理、有償交換または再購入する場合の対象スマートフォン

#### 第4条（保険金を支払わない場合）

当社は、普通保険約款第2条（保険金を支払わない場合—その1）ならびに同第3条（保険金を支払わない場合—その2）（1）①、③から⑤までおよび同条（2）に規定する損害のほか、次のいずれかに該当する場合の損害に対しては、保険金を支払いません。なお、普通保険約款第3条（1）①に規定する「清掃等」には、画面のクリーニング等の日常的な手入れは含みません。

- ① 初年度契約については、保険責任期間の初日からその日を含めて30日以内に第1条（保険金を支払う場合）に規定する事故が発生した場合
- ② 保険の対象が盗難された場合（注）  
（注）盗難中に生じた損害を含みます。

#### 第5条（個別適用）

この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。

#### 第6条（保険金の支払額）

- （1）当社は、普通保険約款第4条（損害額の決定）および同第5条（保険金の支払額）の規定にかかわらず、次の算式によって算出した額を第1条（保険金を支払う場合）の保険金として支払います。ただし、保険証券記載の修理する場合の保険金額または保険の対象の購入価格の額のいずれか低い方の額を限度とします。

修理費用の額 - 免責金額 = 保険金の額

(2) (1) の規定にかかわらず、保険の対象の修理不能等により、被保険者が保険の対象を有償交換または再購入する場合は、当社は、次の算式によって算出した額を第1条（保険金を支払う場合）の保険金として、保険証券記載の有償交換または再購入する場合の保険金額を限度に支払います。

購入価格または再購入価格の  
額のいずれか低い方の額 - 免責金額 = 保険金の額

(3) 当社が既に第1条（保険金を支払う場合）の保険金を支払っている場合、(1) の保険金額は「(1) の保険金額から (1) および (2) で既に支払った保険金の合計額を差し引いた残額」とし、(2) の保険金額は次のいずれか低い方の額とします。

- ① (1) の保険金額から (1) および (2) で既に支払った保険金の合計額を差し引いた残額
- ② (2) の保険金額から (2) で既に支払った保険金の合計額を差し引いた残額

第7条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

(1) 他の保険契約等がある場合であっても、当社は、この保険契約により支払うべき保険金の額を支払います。

(2) (1) の規定にかかわらず、他の保険契約等により優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に保険金もしくは共済金が支払われている場合には、当社は、次の算式によって算出した額に対してのみ保険金を支払います。ただし、この保険契約の支払責任額（注1）を限度とします。

- ① 保険の対象を修理する場合

修理費用の額 - ① 彼の保険契約等によって支払われるまたは支払われた保険金または共済金の合計額 - 免責金額（注2） = 保険金の額

- ② 保険の対象の修理不能等により、被保険者が保険の対象を有償交換または再購入する場合

購入価格または再購入価格の額のいずれか低い方の額 - ① 彼の保険契約等によって支払われるまたは支払われた保険金または共済金の合計額 - 免責金額（注2） = 保険金の額

（注1）他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金の額をいいます。

（注2）それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額とします。

(3) (2) の場合において、他の保険契約等に再調達価額を基準として算出した損害の額からこの保険契約によって支払われるべき保険金の額を差し引いた残額について保険金または共済金を支払う旨の約定があるときは、第1条（保険金を支払う場合）の保険金については、その他の保険契約等がないものとして(2)の規定に基づいて算出した額を支払います。

(4) 損害が2種類以上の事故によって生じた場合は、同種の事故による損害について、(2)の規定をおのおの別に適用します。

第8条（保険責任の始期および終期）

普通保険約款第8条（保険責任の始期および終期）(1)の規定にかかわらず、当社の保険責任の始期および終期は、次の規定によります。

① 開始時間	保険期間の初日の午前零時に始まります。
② 終了時間	保険期間の末日の午前零時に終わります。

第9条（事故発生時の義務・権利）

この特約において、普通保険約款第26条（事故発生時の義務・権利）(1) ③における保険契約者または被保険者による通知は、書面または電磁的方法により行うものとします。

第10条（保険金の請求）

(1) 普通保険約款第 29 条（保険金の請求）（2）の規定にかかわらず、被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次の書類または証拠のうち、当会社が求めるものを書面または電磁的方法により当会社に提出しなければなりません。

- ① 保険金の請求書
- ② 保険の対象の購入価格および購入日が記載された領収書、保証書等
- ③ 保険の対象の損傷の状況および修理費用または再購入価格が記載されている損害見積書、領収書等
- ④ 保険の対象の損傷の状況がわかる画像等
- ⑤ 保険の対象の修理が不能となった事実等が記載されている損害見積書等
- ⑥ その他当会社が普通保険約款第 30 条（保険金の支払時期）（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面または提示する電磁的方法を用いた画面において定めたもの

(2) 被保険者が、正当な理由がなく（1）の書類に事実と異なる記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

#### 第11条（代位求償権不行使）

普通保険約款第 32 条（代位）の規定にかかわらず、被保険者が第三者に対して有する権利を当会社が取得した場合であっても、当会社は、これを行使しないものとします。ただし、その第三者の故意または重大な過失によって生じた損害に対して当会社が保険金を支払った場合を除きます。

#### 第12条（準用規定）

(1) この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

(2) (1) の場合において、普通保険約款第 19 条（重大事由による解除）の規定は、次のとおり読み替えて適用します。

「(1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

- ① 保険契約者または被保険者が、当会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
- ② 被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③ 保険契約者が、次のいずれかに該当すること。
  - ア. 反社会的勢力（注 1）に該当すると認められること。
  - イ. 反社会的勢力（注 1）に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
  - ウ. 反社会的勢力（注 1）を不当に利用していると認められること。
  - エ. 法人である場合において、反社会的勢力（注 1）がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
  - オ. その他反社会的勢力（注 1）と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

④ ①から③までに掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が、①から③までの事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

（注 1）暴力団、暴力団員（注 2）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

（注 2）暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者を含みます。

(2) 当会社は、被保険者が（1）③アからオまでのいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約（注）を解除することができます。

（注）被保険者が複数である場合は、その被保険者に係る部分とします。

(3) (1) または (2) の規定による解除がこの保険契約に付帯されたスマートフォン端末修理費用補償特約（偶然な事故（盗難危険補償対象外）、電気的・機械的事故）第 1 条（保険金を支払う場合）の事故による損害の発生した後になされた場合であっても、次条の規定にかかわらず、(1) ①から④までの事由または (2) の解除の原因となる事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した同特約第 1 条の事故による損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(4) 保険契約者または被保険者が (1) ③アからオまでのいずれかに該当することにより (1) または (2) の規定による解除がなされた場合には、(3) の規定は、(1) ③アからオまでのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害については適用しません。」

(3) (1) の規定にかかわらず、この特約の適用においては、次の規定は適用しません。

- ① 普通保険約款第 6 条 (他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)
- ② 普通保険約款第 7 条 (包括して契約した場合の保険金の支払額)
- ③ 普通保険約款第 12 条 (保険の対象の譲渡)
- ④ 普通保険約款第 33 条 (保険金支払後の保険契約)

## V スマートフォン端末修理費用補償特約 (偶然な事故、電氣的・機械的事故)

<用語の定義>

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

	用語	定義
こ	購入価格	保険の対象の購入価格 (注) をいいます。 (注) 領収証等で確認ができる、消費税込みの本体価格とし、充電器、ケーブル等の別売となっている付属品の価格およびその他の費用は含みません。
さ	再購入価格	被保険者が有償交換または再購入したスマートフォンの本体価格 (注) をいいます。 (注) 領収証等で確認ができる、消費税込みの価格とし、充電器、ケーブル等の別売となっている付属品の価格およびその他の費用は含みません。
し	修理費用	保険の対象を修理した場合に被保険者が負担した費用 (注 1) をいい、修理に際し必要な調査または点検の費用等、損害見積書等に記載されている付帯費用を除きます。 (注 1) 保険の対象の製造者が提供するメーカー保証や移動体通信事業者 (注 2) による補償制度等により補償を受けることができる場合は、それらの額を控除した額とします。 (注 2) 仮想移動体通信事業者を含みます。
	初年度契約	各被保険者について、この特約または次のいずれかの特約が付帯された保険責任期間が連続する保険契約のうち、最初の保険契約をいいます。 ア. スマートフォン端末修理費用補償特約 (画面割れ) (無料会員用) イ. スマートフォン端末修理費用補償特約 (画面割れ) ウ. スマートフォン端末修理費用補償特約 (偶然な事故 (盗難危険補償対象外)、電氣的・機械的事故) エ. スマートフォン端末修理費用補償特約 (偶然な事故、電氣的・機械的事故) (任意プラン用)
た	対象スマートフォン	被保険者が所有かつ使用し、被保険者のこの保険契約の保険責任期間の開始時において購入から 2 年以内のスマートフォン (注 1) をいいます。なお、スマートフォン (注 1) が中古品の場合には、法人が運営している販売店 (注 2) で購入し、購入時点においてその販売店 (注 2) による 3 か月以上の製品保証および動作保証が確認できる状態にあるものに限りません。 (注 1) 保険責任期間の期中に購入したものを含みます。また、日本国内で販売されたメーカーの純正品をいい、電波法施行規則第 2 条第 1 項第 15 号に定める無線通信が可能な端末機器であり、かつ、一般的にスマートフォンとして販売されているものをいい、タブレット型端末、腕時計型端末、ウェアラブル型端末、携帯型ゲーム機、パーソナルコンピューターその他社会通念上スマートフォンと認められないも

		のを除きます。また、スマートフォンのSIMカード、メモリーカード、電池パック、充電器、ACアダプター、付属ケーブル、液晶保護フィルムその他の付属品を除きます。 (注2) オンラインショップを含みます。
ほ	保険責任期間	当社が各被保険者に対して保険責任を負う期間として、この保険契約に付帯される包括契約に関する特約（毎月報告・毎月精算用）に定める期間をいいます。
め	免責金額	損害の額のうち被保険者の自己負担額で、保険証券記載の免責金額をいいます。

<法令>

この特約における法令は、次のとおりとします。

	法令（法令番号）
て	電波法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第14号）

第1条（保険金を支払う場合）

当社は、動産総合保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）（1）または同第3条（保険金を支払わない場合—その2）（1）②の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する事故によって日本国内に所在する保険の対象が損傷し、保険の対象を事故発生直前の状態に復旧するために、修理可能な場合は修理費用を、修理不能、盗難等により有償交換または再購入する場合は再購入価格を被保険者が負担したことによって被る損害に対して、この特約に従い、保険金を支払います。

- ① 全ての偶然な事故
- ② 偶然な外来の事故に直接起因しない電気的事故または機械的事故

第2条（費用保険金の支払）

当社は、普通保険約款第1条（保険金を支払う場合）（2）から（4）までの規定にかかわらず、この特約においては、次の費用保険金を支払いません。

- ① 臨時費用保険金
- ② 残存物取片づけ費用保険金
- ③ 損害防止費用保険金

第3条（保険の対象の範囲）

- (1) この特約における保険の対象は、対象スマートフォン1台とします。
- (2) (1)の規定にかかわらず、次に掲げる物は、保険の対象に含まれません。
  - ① 業務用のみに使用されている対象スマートフォン
  - ② 日本国外で修理、有償交換または再購入する場合の対象スマートフォン

第4条（保険金を支払わない場合）

当社は、普通保険約款第2条（保険金を支払わない場合—その1）ならびに同第3条（保険金を支払わない場合—その2）（1）①、③から⑤までおよび同条（2）に規定する損害のほか、次のいずれかに該当する場合の損害に対しては、保険金を支払いません。なお、普通保険約款第3条（1）①に規定する「清掃等」には、画面のクリーニング等の日常的な手入れは含みません。

- ① 初年度契約については、保険責任期間の初日からその日を含めて30日以内に第1条（保険金を支払う場合）に規定する事故が発生した場合
- ② 盗取された保険の対象の有償交換または再購入時に、その保険の対象にネットワーク利用制限が掛けられていない場合

第5条（個別適用）

この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。

第6条（保険金の支払額）

- (1) 当社は、普通保険約款第4条（損害額の決定）および同第5条（保険金の支払額）の規定にかかわらず、次の算式によって算出した額を第1条（保険金を支払う場合）の保険金として支払います。ただし、保険証券記載の修理する場合の保険金額または保険の対象の購入価格の額のいずれか低い方の額を限度とします。

修理費用の額 − 免責金額 = 保険金の額

(2) (1) の規定にかかわらず、保険の対象の修理不能、盗難等により、被保険者が保険の対象を有償交換または再購入する場合は、当会社は、次の算式によって算出した額を第1条（保険金を支払う場合）の保険金として、保険証券記載の有償交換または再購入する場合の保険金額を限度に支払います。

購入価格または再購入価格の  
額のいずれか低い方の額 − 免責金額 = 保険金の額

(3) 盗難によって損害が生じた場合において、盗取された保険の対象を回収することができたときは、そのために支出した回収費用（注）は、(1) または (2) の保険金として支払います。この場合において (1) のときは、「修理費用の額」を「修理費用に回収費用（注）を加算した額」と読み替えて適用します。また、(2) のときは、「再購入価格の額」を「再購入価格の額に回収費用（注）を加算した額」と読み替えて適用します。ただし、(1) の場合は、保険証券記載の修理する場合の保険金額または保険の対象の購入価格の額のいずれか低い方の額を限度とし、(2) の場合は、保険証券記載の有償交換もしくは再購入する場合の保険金額または保険の対象の購入価格の額のいずれか低い方の額を限度とします。なお、次条においても同様とします。

（注）盗取された保険の対象を回収することができた場合の、そのために支出した必要な費用をいいます。

(4) 当会社が既に第1条（保険金を支払う場合）の保険金を支払っている場合、(1) の保険金額は「(1) の保険金額から (1) および (2) で既に支払った保険金の合計額を差し引いた残額」とし、(2) の保険金額は次のいずれか低い方の額とします。

- ① (1) の保険金額から (1) および (2) で既に支払った保険金の合計額を差し引いた残額
- ② (2) の保険金額から (2) で既に支払った保険金の合計額を差し引いた残額

#### 第7条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

(1) 他の保険契約等がある場合であっても、当会社は、この保険契約により支払うべき保険金の額を支払います。

(2) (1) の規定にかかわらず、他の保険契約等により優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に保険金もしくは共済金が支払われている場合には、当会社は、次の算式によって算出した額に対してのみ保険金を支払います。ただし、この保険契約の支払責任額（注1）を限度とします。

##### ① 保険の対象を修理する場合

修理費用の額 − 他  
の保険契約等によっ  
て支払われるまたは  
支払われた保険金  
または共済金の合  
計額 − 免責金額  
（注2） = 保険金  
の額

##### ② 保険の対象の修理不能、盗難等により、被保険者が保険の対象を有償交換または再購入する場合

購入価格または再  
購入価格の額のい  
ずれか低い方の額 − 他  
の保険契約等によっ  
て支払われるまたは  
支払われた保険金  
または共済金の合  
計額 − 免責金額  
（注2） = 保険金  
の額

（注1）他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金の額をいいます。

（注2）それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額とします。

(3) (2) の場合において、他の保険契約等に再調達価額を基準として算出した損害の額からこの保険契約によって支払われるべき保険金の額を差し引いた残額について保険金または共済金を支払う旨の約定があるときは、第1条（保険金を支払う場合）の保険金については、その他の保険契約等がないものとして (2) の規定に基づいて算出した額を支払います。

(4) 損害が2種類以上の事故によって生じた場合は、同種の事故による損害について、(2)の規定をおのおの別に適用します。

#### 第8条 (保険責任の始期および終期)

普通保険約款第8条 (保険責任の始期および終期) (1)の規定にかかわらず、当会社の保険責任の始期および終期は、次の規定によります。

① 開始時間	保険期間の初日の午前零時に始まります。
② 終了時間	保険期間の末日の午前零時に終わります。

#### 第9条 (事故発生時の義務・権利)

この特約において、普通保険約款第26条 (事故発生時の義務・権利) (1) ③における保険契約者または被保険者による通知は、書面または電磁的方法により行うものとします。

#### 第10条 (保険金の請求)

(1) 普通保険約款第29条 (保険金の請求) (2)の規定にかかわらず、被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次の書類または証拠のうち、当社が求めるものを書面または電磁的方法により当社に提出しなければなりません。

- ① 保険金の請求書
- ② 保険の対象の購入価格および購入日が記載された領収書、保証書等
- ③ 保険の対象の損傷の状況および修理費用または再購入価格が記載されている損害見積書、領収書等
- ④ 保険の対象の損傷の状況がわかる画像等
- ⑤ 保険の対象の修理が不能となった事実等が記載されている損害見積書等
- ⑥ 保険の対象の盗難による損害の場合は、再購入した保険の対象の購入証明書等
- ⑦ 保険の対象の盗難による損害の場合は、所轄警察署の証明書またはこれに代わるべき書類
- ⑧ 保険の対象の盗難による損害により保険の対象を有償交換または再購入した場合は、ネットワーク利用制限を証する書類等
- ⑨ その他当社が普通保険約款第30条 (保険金の支払時期) (1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面または提示する電磁的方法を用いた画面において定めたもの

(2) 被保険者が、正当な理由がなく(1)の書類に事実と異なる記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

#### 第11条 (代位求償権不行使)

普通保険約款第32条 (代位)の規定にかかわらず、被保険者が第三者に対して有する権利を当社が取得した場合であっても、当社は、これを行使しないものとします。ただし、その第三者の故意または重大な過失によって生じた損害に対して当社が保険金を支払った場合を除きます。

#### 第12条 (準用規定)

(1) この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

(2) (1)の場合において、普通保険約款第19条 (重大事由による解除)の規定は、次のとおり読み替えて適用します。

「(1) 当社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

- ① 保険契約者または被保険者が、当社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
- ② 被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③ 保険契約者が、次のいずれかに該当すること。
  - ア. 反社会的勢力(注1)に該当すると認められること。
  - イ. 反社会的勢力(注1)に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
  - ウ. 反社会的勢力(注1)を不当に利用していると認められること。

エ. 法人である場合において、反社会的勢力（注1）がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。

オ. その他反社会的勢力（注1）と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

- ④ ①から③までに掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が、①から③までの事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

（注1）暴力団、暴力団員（注2）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

（注2）暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。

- （2）当会社は、被保険者が（1）③アからオまでのいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約（注）を解除することができます。

（注）被保険者が複数である場合は、その被保険者に係る部分とします。

- （3）（1）または（2）の規定による解除がこの保険契約に付帯されたスマートフォン端末修理費用補償特約（偶然な事故、電氣的・機械的的事故）第1条（保険金を支払う場合）の事故による損害の発生した後になされた場合であっても、次条の規定にかかわらず、（1）①から④までの事由または（2）の解除の原因となる事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した同特約第1条の事故による損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

- （4）保険契約者または被保険者が（1）③アからオまでのいずれかに該当することにより（1）または（2）の規定による解除がなされた場合には、（3）の規定は、（1）③アからオまでのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害については適用しません。」

- （3）（1）の場合において、普通保険約款第28条（残存物および盗難品の帰属）（2）の規定は、次のとおり読み替えて適用します。

「（2）保険の対象が盗取された場合に、当会社がこの保険契約に付帯されたスマートフォン端末修理費用補償特約（偶然な事故、電氣的・機械的的事故）第1条（保険金を支払う場合）の保険金を支払ったときであっても、その盗取された保険の対象について被保険者が有する所有権その他の物権は、当会社がこれを取得する旨の意思を表示しないかぎり、当会社に移転しません。」

- （4）（1）の規定にかかわらず、この特約の適用においては、次の規定は適用しません。

- ① 普通保険約款第6条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）
- ② 普通保険約款第7条（包括して契約した場合の保険金の支払額）
- ③ 普通保険約款第12条（保険の対象の譲渡）
- ④ 普通保険約款第33条（保険金支払後の保険契約）